

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 2月度)

- 1 日 時 令和4年2月1日(火)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時45分

- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室

- 3 出席委員 14名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂

- 4 欠席委員 15番 松原 邦夫

- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について

- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 赤倉 哲郎

- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度2月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

続いて、所有権移転分についてご説明いたします。
今回の申出件数は2件です。

まず1件目、整理番号1番は、——筆で、計画面積は、——㎡です。
土地は氷見市**——番で、登記地目は田です。
譲渡人 高岡市**——番地（氏名**）から、
譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

申出農地は太枠で囲んだ斜線のところで、譲受人が経営している農地が黄色で塗られたところになります。この位置関係にありますように、譲受人が一体的に経営している農地に隣接している又は空白地を埋めていく形で集積し、農用地の集団化を図るものであります。

加えて、——筆とも借入地でありまして、借入人が当該借入地を取得するというものでもあります。

なお、所有権移転後の合計面積についてですが、今ほど申し上げたましたとおり、借入地であることから既に経営面積に含まれておりまして、増減はございません。

次に2件目、整理番号2番は、——筆で、計画面積は、——㎡です。
土地は氷見市**——番で、登記地目は田です。
譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、
譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

申出農地は黒塗りのところで、譲受人が経営している農地が黄色で塗られたところになります。1件目と同じ団地の中でありまして、同様に農用地の集団化を図るものであります。

1件目については、離農するにあたり所有権の移転先を探していた譲渡人と話がまとまり、今回の所有権移転となったものです。

2件目については、一筆で1枚の圃場にして、その1部の所有者である譲渡人と話がまとまり、今回の所有権移転となったものです。

なお、すでに1月総会で1件目の譲渡人と譲受人による3条申請が許可されておりますが、今回の基盤法による要件を満たさない農地だったことによるものです。

以上、これらの案件は、所有権移転の区分において、農業基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） _____ページの_____番、借受人と貸付人が同じ人ですが。

（事務局） 相続登記されていないので、相続人代表の子と子の間で設定する申出となったため同じになりました。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は、氷見市**番で、申請面積はm²、
登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

譲受人は、自宅から約1km離れたところに耕作している借地がありますが、今年運転免許証を返納する予定で、自宅から徒歩圏内で農地購入を考えていたところ、今回の徒歩3分の農地を所有する譲渡人と話がまとまり、所有権移転となったものです。

次に2件目は、氷見市**番他計__筆で、申請面積はm²、
登記地目は全て田です。

譲渡人 神奈川県**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲渡人が県外に居住しており、**に貸付けてきましたが、この際所有権の移転先を考えていたところ、認定農業者の**氏の紹介があり、経営規模拡大を考えていたことから話がまとまり、今回の所有権移転となったものです。

次に3件目は、氷見市**番他計__筆で、申請面積はm²、
登記地目は全て田です。

譲渡人 東京都**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

（タブレットで位置、現況を確認）

本件は譲渡人が県外に居住しており、知人に貸付けてきましたが、離農することを決断し所有権の移転先を考えていたところ、認定農業者の**氏の紹介があり、経営規模拡大を考えていたことから話がまとまり、今回の所有権移転となったものです。__番の登記は田ですが、これまで畑として利用されてきたため、引き続き畑として利用するとのことです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は、高岡市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況は畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が畑、現況が宅地、現地の状況はストックでご確認いただきます。

(タブレットで位置、現況を確認)
申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は——です。
申請人は、氷見市**——番地(氏名**)、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

(タブレットで位置、現況を確認)
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第1種農地です。

今回の案件は、3件ともに農地以外として利用しているため、違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けています。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、3件とも隣接農地耕作者からの承諾が得られており、番号2番には「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件は3件ともに違反転用の案件となっておりますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は———です。

願出者は、氷見市**——番地（氏名**）

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況が畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

対象地の面積は———m²です。

（タブレットで位置、現況を確認）

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在、妻と子2人、母、妹と6人で生活しているが、築50年以上の既存住宅は使い勝手も悪く老朽化も進んでおり、子どもたちもこれから大きくなることから、リフォームや建て替えを検討したが既存敷地は両隣との共有であり、共有物分割を打診したが応じてもらえず金融機関からの融資を受けることが出来なかったため断念したが、**地区の営農組合員であるため**地内での居住を希望していることとなっております。

番号2、地区は———です。

願出者は、氷見市**——番地（氏名**）

除外対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記が田、現況が畑で、現地の状況はストックでご確認いただきます。

対象地の面積は——m²です。

(タブレットで位置、現況を確認)

農用地区域でしかできない理由として、譲受人と母は慣れ親しんだ**地内に住宅を持ちたく検討したが、検討範囲内に願出地の他に取得できる土地がなかったためとなっております。

なお、番号1と番号2の譲受人は兄妹です。

番号3、地区は_____です。

願出者は、氷見市**__番地(氏名**)

氷見市**__番地(氏名**)

氷見市**__番地(氏名**)

除外対象地は、氷見市**__番、申請書において地目は全て登記、現況ともに畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

対象地の面積は_____m²です。

(タブレットで位置、現況を確認)

農用地区域でしかできない理由として、近年、近隣で5区画の注文住宅分譲地を1年程度の完売目標で造成しましたが、半年以内で棟上げがなされている状態であるため、この地での需要があると見込み、前回の倍程度である11区画程度の分譲地を造成することにしました。造成するにあたり、需要があることが必須であり、若い世帯が求める傾向にある、子育て環境、生活の利便性に合致する**地内で保育園、小・中学校から1km圏内で検討しましたが、検討範囲内には周辺農地への影響が少ない等の条件に合い、かつ売却の同意が得られた土地が他になかったからとなっております。

番号4、地区は_____です。

願出者は、氷見市**__番地(氏名**)

除外対象地は、氷見市**__番、申請書において地目は登記が田、現況が宅地、現地の状況はストックでご確認いただきます。

対象地の面積は_____m²です。

(タブレットで位置、現況を確認)

農用地区域でしかできない理由として、平成9年に増築した部分が願出地にはみ出しており、また平成11年には願出地に農業用の納屋を建

設してしまいました。どちらも許可を得ていなかったことから今回の願出により是正したいとのことです。

こちらの案件は、すでに農地以外として利用しているため、違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件4件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号3番、番号4番については耕作者からの承諾が得られております。

また、4件ともに「氷見市土地改良区」からの同意も得られており、番号3番については、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件4件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 番号1番と番号2番は隣り合わせで2軒の家が建つということですか。

（事務局） そうです。別々に建ちます。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。
以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会2月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年2月1日

議 長

署名委員

署名委員
